

『自治体保有個人情報の訂正請求・利用停止等 請求及び措置決定に関する法的問題点考察』

中京大学法科大学院教授・法学博士

皆川 治 廣

はじめに

第1節 個人情報の訂正請求及び利用停止等請求に関連する若干の事例

(1) 行政情報公開条例（個人情報保護条例制定以前）に関連する事例

事例（A）浦和地判平成11年3月1日

(2) 個人情報保護条例に関連する事例

事例（B）京都地判平成12年12月15日：大阪高判平成13年7月13日（控訴審）：最判平成18年3月10日（上告審）

事例（C）東京地判平成16年6月25日

事例（D）大阪地判平成19年4月26日：大阪高判平成19年11月30日（控訴審）

第2節 訂正及び利用停止等に係る請求の要件

第1款 請求の種類

(1) 訂正請求・利用停止等請求

(2) 是正や苦情の申出・申立て

第2款 請求の方式・手続

(1) 請求の方式

(2) 請求の手続

第3款 請求権者

(1) 本人による請求

(2) 代理人による請求

(3) 遺族や相続人による請求

第4款 開示請求前置主義

第5款 訂正請求及び利用停止等請求の期限

第3節 訂正請求及び利用停止等請求に対する措置

第1款 応答・調査

(1) 応答義務

(2) 存否応答拒否

(3) 実施機関による調査

第2款 訂正請求に対する措置

- (1) 訂正事由・訂正拒否事由
- (2) 事実該当性・事実整合性
- (3) 事実認定・評価判断
- (4) 訂正権限・正当理由など

第3款 利用停止等請求に対する措置

- (1) 利用停止等事由・利用停止等拒否事由
- (2) 個人情報の収集・保管に関して
- (3) 個人情報の利用・提供に関して

第4款 措置決定

- (1) 措置決定の期限
- (2) 訂正決定・利用停止等決定
- (3) 訂正拒否決定・利用停止等拒否決定（理由付記）

おわりに（課題と展望）

はじめに

個人情報を保護する上で、国民ないし住民に保障されるべき重要な権利として、本人情報の開示請求権とともに訂正請求権及び利用停止等請求権が挙げられる。なぜなら、国の行政機関ないし自治体の実施機関によって個人情報が本人に開示されたとしても、個人情報の訂正請求権及び利用停止等請求権が保障されなければ、個人情報の正確性・最新性が担保されないからである。また、人格権ないし自己情報コントロール権に基づく「個人参加」という観点からも、行政機関個人情報保護法や各自治体の個人情報保護条例の趣旨・目的に一致しなくなるからである。行政機関個人情報保護法第1条は、「・・・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているが、それ以上に、例えば東京都個人情報保護条例第1条は、「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、・・・個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定している。この規定に代表されるように、各自治体の個人情報保護条例は、第1条の趣旨・目的で訂正請求権及び利用停止等請求権を明確に保障している。そこで、本稿では、若干の事例を基に、個人情報の訂正請求及び利用停止等請求に関する実体法及び手続法の観点から多角的な検討を行いたいと思う。⁽¹⁾

第1節 個人情報の訂正請求及び利用停止等請求に関連する若干の事例

(1) 行政情報公開条例（個人情報保護条例制定以前）に関連する事例

事例（A）浦和地判平成11年3月1日（行政情報抹消等請求事件：一部認容・一部棄却：確定）
判例タイムズ1021号136頁・判例地方自治203号30頁

【事実関係】

本件は、脳性麻痺による両上肢機能障がい・移動機能障がいを有する原告が、埼玉県行政情報公開条例（当時埼玉県個人情報保護条例は未制定の状況）に基づき、平成3年3月の埼玉県立浦和高等学校定時制特別選考による入学者選抜学力検査において、埼玉県立越谷擁護学校長が同校に提出した事前協議に関する文書の開示請求を行った後に、公開された文書の記載内容に誤りがあるとして抹消を請求したものの、被告である埼玉県がこれを認めなかったため、抹消等の請求とともに国家賠償法に基づいて損害賠償（慰謝料）の請求を行った事案である。

【判示事項】

「行政庁の公文書に記載された個人に関する情報が、誤りであって、その程度が社会的相当性を超え、そのため個人が社会的相当性を超えて精神的、経済的に損害を被るおそれのあるときには、その個人は、幸福追求権の一内容である人格権に基づいて、人格的自律を確保するために、当該行政庁に対しその情報の訂正ないし抹消を請求する権利が認められるべきである。もっとも、いかなる場合に個人情報の訂正ないし抹消請求が認められるかは、個々具体的な場合に即し、当該情報の種類・性質・内容、その情報の誤りの程度・態様・誤りの生じた理由、その情報の誤謬箇所を訂正ないし抹消しないことによって受けるべき当該個人の不利益並びにその誤謬箇所を訂正ないし抹消することによって生じる公共の利益への影響の有無、程度等を総合考量して、判断すべきである。」
「本件文書のうち、本件記載部分ア（あ）（筆者注）の『療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）』の記載は、明らかに事実に反した不実な記載であると言わざるを得ない。そして、『みどりの手帳』とは、精神薄弱である者に交付されるものであるところ、精神薄弱であるか否かは、個人の属性として最も重要な事項の一つであり、しかも、A校長（筆者注）は生徒指導要録の備考欄に不動文字で『みどりの手帳』と記載されていたことから、これが原告の障害についての記載であると誤った上、『療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）』とことさらに記載したものであり、右記載に当たって、原告が精神薄弱であるか否かはもちろん『みどりの手帳』の交付を受けているか否かを全く調査し、確認することなく客観的な事実に反する記載をしたのであるから、本件文書のうち『療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）』の記載部分には、事実の誤りがあるとして抹消されるべきである。⁽²⁾

(2) 個人情報保護条例に関連する事例

事例（B）京都地判平成12年12月15日（個人情報非訂正決定処分取消請求事件：第1審：認容）
判例集未登載：大阪高判平成13年7月13日（控訴審：棄却）判例タイムズ1101号92頁：最判

平成18年3月10日（上告審：破棄自判）判例時報1932号71頁・判例タイムズ1210号61頁

【事実関係】

本件は、原告が京都市個人情報保護条例に基づいて、自己が歯科治療を受けた保険医療機関から京都府国民健康保険団体連合会に対して請求され、その審査を経た後に京都市が取得した国民健康保険診療報酬明細書（レセプト）の開示請求を行った後に、公開された本件レセプトにつき、記録された診療に関する情報の内容には誤りがある（実際に受けた診療の内容と異なる）として記載事項の訂正を求めたのに対し、被告である京都市長には本件レセプトを訂正する権限はなく、また、同市長には訂正請求を調査するための権限もないとして、同市長がこれを訂正しない旨の処分をしたため、その取消しを求めた事案である。

【判示事項・第1審・要旨】

原告（被保険者）を診療した個々の保険医療機関が作成するレセプトは、本件条例による実施機関である京都市長が作成するものではないが、国民健康保険団体連合会の審査を経た後に保険者（京都市）が支払う国民健康保険の療養の給付に関する費用の基礎となるものである。そうである以上、審査権限を有する者によって訂正されることが当然に予定されており、保険者である市町村は、国民健康保険法の解釈として本件レセプトの審査権限を有するものであり、それを前提として、保険者としての訂正権限も有すると解するのが相当である。従って、被告京都市長は、原告の本件レセプトの訂正請求について、自ら又は京都府国民健康保険団体連合会に命ずるなどして審査し、訂正請求の可否について判断すべきであり、訂正権限がないことを理由としてされた本件処分は違法といわざるを得ない。

【判示事項・控訴審・要旨】

本件条例は、第三者文書を排除しておらず、第三者文書も訂正請求の対象となり、そして、実施機関に訂正請求に関する調査権限及び調査義務を認めたものと解される。実施機関たる京都市長は、国民健康保険法に基づくレセプトの審査権限、調査権限及び訂正権限の有無と関係なく、当該調査権を行使して、被控訴人（原告）が求める訂正内容について訂正されるべきか否かの判断を行うべきであり、本件レセプトにつき訂正する権限のないこと及び国民健康保険法に基づく調査権限がないことなどを理由として、控訴人（京都市長）が訂正をしないことを決定した本件処分は違法である。

【判示事項・上告審・要旨】

本件レセプトは、国民健康保険法に基づく療養の給付に関する費用を請求するために、診療報酬請求書に添付される明細書として国民健康保険団体連合会に提出されるものであり、京都市は、京都府国民健康保険団体連合会による審査の後に本件レセプトを取得し、これに基づき当該連合会を通して保険医療機関に対して診療報酬の支払いを行っている。京都市においては支払の明細に関する歳出歳入の証拠書類として本件レセプトを保管しているといったことからすると、保険医療機関が自ら行った診療として本件レセプトに記載した内容が実際のもものと異なることを理由に、実施機関たる京都市長が個人情報保護条例に基づき訂正することは、保険医療機関が請求した療養の給付に関する費用の内容等を明らかにするという本件レセプトの文書としての性格に適さないものといふべきであり、許されるものではない。以上の諸点に照らすと、本件レセプトの被上告人（原告）

の診療に関する記載を訂正することは、本件条例の定める訂正請求の制度において予定されていないものといえることができるから、上告人（京都市長）が本件処分をしたことが違法であるということとはできない⁽³⁾。

事例（C）東京地判平成16年6月25日（請求拒否決定取消請求事件：一部却下・一部棄却）判例タイムズ1203号122頁

【事実関係】

本件は、東京都小金井市の職員である原告が、小金井市個人情報保護条例に基づき自己の勤務状況等に関する情報（別紙1ないし7）について、開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止を求める請求をしたところ、同市長が請求をいずれも拒否する旨の決定をしたため、同決定の取消しを裁判で求めた事案において、本件情報内容として原告に対する評価につき誤りがあること、また、本件情報は「社会的差別の原因となる諸事実に関する事項」に該当し、そして、原告の上司がその指揮監督のために原告以外の者から不法に収集したものであることなどが、違法理由として主張された事案である。

【判示事項】

「本件条例17条は、実施機関が保管等をしている個人情報の記載が事実と違っていたり、不正確な内容である結果、本人に不利益を与えること等がないように、自己に関する個人情報の訂正を請求することができることを定めたものと解すべきである。そして、訂正の請求が認められる『誤り』とは、個人情報に関する客観的事実の誤り、例えば、氏名、住所、性別、生年月日、学歴、日時、場所等についての誤りをいうと解するのが相当である。・・別紙1ないし7を検討すると、前記認定事実のとおり、A野課長（筆者注・以下同じ）は、実際の苦情聴取の過程等を記録化して、これらを作成したものにすぎないのであるから、『誤り』には該当しない。・・よって、訂正の請求を求める原告の上記主張は、採用することができない。」「本件条例18条は、「『実施機関が……（中略）……収集した』個人情報を対象とするものである。前記認定事実によると、（別紙1に記載された・筆者注）本件情報1は、原告の勤務状況等について、関係職員と協議した内容を直接記録した公文書ではなく、A野課長が上記協議の際にとったメモを個人の備忘用ノートに私的に転記しておいたものというのである。そうすると、本件情報1は、実施機関である小金井市長が収集、保管するものではないから、本件条例18条による削除請求の対象とはならないというべきである。したがって、本件情報1についての削除請求については、小金井市長は、これを拒否すべきである。そうすると、本件処分のうち、本件情報1についての削除請求を拒否する旨の決定は、適法というべきである。」⁽⁴⁾

事例（D）大阪地判平成19年4月26日（非削除決定取消等請求事件：第1審：一部認容・一部棄却）判例タイムズ1269号132頁；大阪高判平成19年11月30日（控訴審：原判決変更・一部棄却・確定）判例集未登載

【事実関係】

枚方市教育委員会は、平成14年度入学式の国歌斉唱時、起立しなかった各小中学校の教職員の氏

名と理由等を記載した文書を作成し、これを保管していたので、原告らは、同教育委員会に対して開示請求を行った。全面開示が認められたものの、本件文書に記載された個人情報に関する部分には、原告ら（同市立小学校教員及び同市立中学校教員）の思想、信条及び信仰に関する事項が含まれているとして、被告枚方市教育委員会に対し、原告らは上記部分の削除請求を行ったものの、同教育委員会によって削除しないとの決定がされたため、その取消しを求めた。また、枚方市個人情報保護条例上、実施機関が個人情報を収集する場合には、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人から直接収集しなければならないと規定しているにもかかわらず、同教育委員会は本件情報を原告らから直接収集していないとして、原告らは、被告枚方市に対し慰謝料の支払いを請求した。

【判示事項・第1審】

「本件条例8条1項は、実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして当該個人から直接収集しなければならないと規定している。しかるに、・・・被告教育委員会は、本件情報を原告らから直接収集していないから、この点において、本件条例8条1項違反が認められる。」「原告らは、行政機関が、個人の思想、信条及び信仰に関する情報を有している場合、当該個人は、自己情報コントロール権に基づき、当該情報の削除を請求することができる」と主張する。・・・もっとも、行政機関が個人情報を保有している場合、その情報の内容や収集・管理の方法、その情報を保有する必要性は多種多様であるから、自己情報コントロール権の具体的な範囲や内容は、基本的には、具体的な法律や条例によって明らかにされるべきものと解される。ここで、被告枚方市は、本件条例を制定し、その18条で、『何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたと認めるときは、その削除を請求することができる。』と規定し、行政機関に対する個人情報の削除請求の要件を具体的に定めているから、原告らは、少なくとも原則としては、この規定を通じて権利行使をすべきである。・・・本件では、本件情報の収集において、本件条例8条1項違反が認められ、同条例18条に基づく削除請求が可能というべきであるから、自己情報コントロール権に基づく直接の削除請求を認める必要性はなく、・・・同権利に基づく請求には理由がない。・・・本判決により、本件情報の非削除決定が取り消され、同情報が削除されることにより、被告教育委員会が本件情報を保管していることによる原告らの精神的苦痛は解消されることなどの事情を併せて考えれば、原告らの精神的損害を慰謝する金額としては、1万円が相当である。⁽⁵⁾」

第2節 訂正及び利用停止等に係る請求の要件

第1款 請求の種類

(1) 訂正請求・利用停止等請求

まず、個人情報の訂正請求について、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第29条1項は、

「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定し、事例（C）の小金井市個人情報保護条例第17条や事例（D）の枚方市個人情報保護条例第17条にも同様の規定が見られる。文言の違いは若干あれ、何人も自己に関する個人情報に誤りがあると認める場合には、個人情報保護条例上、訂正請求を行うことのできる権利が保障されている。当該「訂正請求」とは、事実に合致しない個人情報を、事実に合致する個人情報に修正するよう求めることである。各自治体の個人情報保護条例によると、この「訂正」には、修正のみならず「追加又は削除」も含むとされている。従って、「訂正」には、不完全な個人情報に不足している個人情報を追加すること、そして、すべての個人情報⁽⁶⁾がなくなる削除（ないし抹消）も含まれる。

他方、個人情報の利用停止等請求についても、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第36条1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」とし、「保有個人情報の利用の停止又は消去」や「保有個人情報の提供の停止」を掲げている。同様の規定は、事例（C）の小金井市個人情報保護条例第19条1項や事例（D）の枚方市個人情報保護条例第19条にも見られる。訂正請求の場合と同様に文言の違いが見られるが、何人にも個人情報の利用停止等請求権が認められている。当該「利用停止等請求」は、事実に合致する個人情報であっても、実施機関による個人情報の収集・管理制限違反、目的外利用や外部提供制限違反があると認められる場合に行われ、個人情報の「消去」（「削除」ないし「抹消」）、「目的外利用の停止」ないし「外部提供の停止」を請求するものである。

ところで、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第29条1項及び第36条1項などによれば、当該保有個人情報の訂正請求・利用停止等請求に関して、「他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。」とされる。このように、自治体保有個人情報の訂正請求・利用停止等の請求に関して特別の手続が定められている場合には、条例よりも、当該法令が優先して適用されることとなる。例えば、公職選挙法第24条における選挙人名簿の登録に関する異議の申出、その他、住民基本台帳法第14条2項にいう住民基本台帳の住民票の誤記又は記載漏れに係る申出などを挙げることができる。

(2) 是正や苦情の申出・申立て

事例（B）の京都市個人情報保護条例第35条や大阪府個人情報保護条例第32条のように、個人情報保護条例上、訂正請求権及び利用停止等請求権とともに、「是正の申出」が規定されている場合がある。具体的事例として、神奈川県教育委員会が、平成17年3月の卒業式で教職員の起立状況の確認・調査を行っていたこともあり、神奈川県立学校に勤務する教諭、実習助手、事務職員、技能職員及び非常勤の嘱託員らが、国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを強制されることは思想・良心の自由を侵害し、教育に対する不当な支配の禁止に反するなど主張して、県立学校の入学式、

卒業式の式典において、国旗に向かって起立し国歌を斉唱する義務のないことの確認を裁判で求めた事例（E 1）⁽⁷⁾を挙げることができる。本件事例にあって、同教諭らは当該裁判を提起する前に、神奈川県個人情報保護条例旧第26条1項（現在では条文削除）に基づき、各学校長が同教諭らに指導した際のメモにつきその廃棄と調査の中止を内容とする「取扱いの是正」を同県教育委員会に申し出ている。因みに、同県教育委員会は、同申出に対し、格別の是正措置をとらないこととし、神奈川県個人情報保護審議会に諮問したところ、同審議会は、「県教委の収集した情報には個人を識別できる情報は含まれていないから、県教委の『是正を行わない』との結論は適当である。」旨の答申を出している。

その他、事例（B）の京都市個人情報保護条例第39条や事例（C）の小金井市個人情報保護条例第30条1項、その他、東京都個人情報保護条例第23条のように、苦情の「申出」ないし「申立て」が規定されている場合がある。具体的事例としては、富山市民らが、住民基本台帳法に基づき富山市長が同市民らに11桁の番号を付与した行為は、憲法第13条で保障されているプライバシー権を侵害する違法な行政処分であると主張し、本件行為の取消しを裁判で求めた事例（E 2）⁽⁸⁾が見られる。本件事例にあって、同市民らは当該裁判を提起する前に、富山市個人情報保護条例第57条との関連で「苦情の申立て」を行うとともに、当該行為に係る職員の処分等を求めている。もっとも、富山市長は、当該行為を取り消すこともなく、また、当該行為に係る職員やその管理責任者に対する処分を行うことはしなかった。

第2款 請求の方式・手続

(1) 請求の方式

各自治体の個人情報保護条例によれば、訂正請求ないし利用停止等請求を行うには、実施機関に対して、請求者の氏名及び住所又は居所、請求に係る個人情報を特定するに足りる事項、請求の趣旨、内容や理由等を記載した訂正請求書ないし利用停止等請求書を提出すべきものとされている。訂正請求ないし利用停止等請求は、実施機関に対して処分を求めるものであるから、文書による請求が必要となっている。また、請求者たる本人であることを示す書類、代理人の場合には代理人であることを示す書類を提出ないし提示することも必要とされている。これらの点は、ほぼ開示請求と同様の方式であるが、訂正請求書ないし利用停止等請求書に関しては、訂正請求ないし利用停止等請求者の意思内容を確認すべく、請求の趣旨や理由等を記載しなければならないことが特徴となっている。

従って、口頭による訂正請求ないし利用停止等請求は認められないものと言えよう⁽⁹⁾。また、事例（C）の小金井市個人情報保護条例施行規則第9条4項が「郵送による開示等の請求については、認めないものとする。」と規定しているように、郵送文書による訂正請求ないし利用停止等請求は、不適式と考えられる場合がある。なぜなら、郵送の場合には、それが本人の意思に基づくものかを確認することができず、また、書留などの方法による場合を除いては、後日、不作為に係る「異議

申立て」や「審査請求」、「不作為の違法確認の訴え」を提起する際の書証となりえない危険性・支障が発生するからであろう。さらに、請求者の真意確認ができず、単なる事実上の要望に過ぎないことも考えられるからである。これらの方式による請求の場合には、後に述べるように、請求者の意思を確認すべく実施機関による補正が行われることとなる。

(2) 請求の手続

まず、「訂正請求」を行う場合であるが、事例（B）の京都市個人情報保護条例第25条2項のように条例型であれ、事例（C）の小金井市個人情報保護条例第20条1項4号及び同条例施行規則第9条1項2号、事例（D）の枚方市個人情報保護条例第20条1項3号及び同条例施行規則第10条2項3号のように規則型であれ、訂正請求書には、「請求する内容が事実合致すること」、「訂正すべき事実の誤り」ないしは「自己情報の記載に誤りがあること」を「証明する資料」を添付しなければならないときがある。個人情報の訂正請求は、開示請求や利用停止等請求とは異なり、個人情報の内容が事実合致するか否か、何よりも事実認定・評価判断に関係しているからであろう。また、当該請求は、訂正の「請求」という形態よりはむしろ、実施機関への訂正の「義務づけ」を求める意味合いが強いからであろう。

いずれにしても、当該「証明する資料」には、実施機関に対して訂正を求める内容が事実合致していると確信を抱かせる書類ないし物品等以外に、訂正を求める内容が一応確からしいとの推測を実施機関に抱かせる程度の書類ないし物品等も含まれよう。なぜなら、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例や行政機関個人情報保護法などでは書類添付の規定が見当たらず、同条例第30条1項3号や同法第28条1項3号で、訂正請求書に「訂正請求の理由」を記載すればよいとされているからである。こういった規定との整合性を考慮すれば、前記「証明する資料」の添付は、個人情報の内容が事実合致していないことの立証に至らない程度の「疎明」でも足りよう。従って、訂正請求者は、事実を主張するとともに、その事実を不正確と考える根拠を示せば十分と考えられる。

このように、実施機関としては、事実を証明するような形式を備えていれば、「証明する資料」が添付されているとして訂正請求を受理すべきであり、実質審理の前に、事実を「証明する資料」ではないとして拒絶することは許されないものと考えられる。なぜなら、事実を「証明する資料」としての証拠力の有無は、実質審理の段階に至って初めて明らかにされるからである。仮に、「証明する資料」としては不十分であると考えれば、実施機関は補正を行うべきであり、訂正請求をいきなり却下してしまうことは、適正手続上、信義則上許されないものと言えよう。因みに、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第30条3項や事例（B）の京都市個人情報保護条例第25条4項などに代表されるように、訂正請求書に不備がある場合には、実施機関は相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされる。補正の規定が欠落している個人情報保護条例も一部見られるが、実施機関による補正は、個人情報保護条例のより一層丁寧な運用に繋がるものと期待される。

第3款 請求権者

(1) 本人による請求

数多くの個人情報保護条例の規定上、訂正請求ないし利用停止等請求を行うことができるのは、「何人も」とされ、居住要件や国籍要件が問われることはない。もっとも、事例（B）の京都市個人情報保護条例第24条1項の「公文書に記録されている自己の個人情報の内容に事実についての誤りがあると認める者」、そして、同条例第30条の「公文書に記録されている自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者」（なお、各号には、個人情報の不適正収集、目的外利用及び外部提供制限違反などが掲げられている）との規定がないわけではない。しかし、これらの規定にいう訂正請求及び利用停止等の請求権者は、実質的には、自治体が保有する個人情報の名宛人（本人）たる「何人も」との解釈が妥当しよう。

(2) 代理人による請求

代理人による訂正請求ないし利用停止等請求について、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第29条2項及び第36条2項のように、また、事例（B）の京都市個人情報保護条例第14条2項、第24条2項及び第30条2項のように、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって」として、代理人につき、法文上明確に「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」と限定しているものがある。⁽¹⁰⁾ 他方、事例（D）の枚方市個人情報保護条例第20条2項は、開示等の請求手続に関して「自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。」と規定している。そして、「前項」の中には、開示請求のみならず、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止請求が掲げられており、同条例施行規則第10条3項では、開示等請求者が未成年者又は成年被後見人であるときの「法定代理人」とともに、本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるときの「実施機関が適当と認める代理人」も規定されている。なお、事例（C）の小金井市個人情報保護条例では、代理人による開示請求のみならず、訂正請求及び利用停止等請求について規定の欠落を見ている。しかし、同条例施行規則第9条2項によれば、これらの請求につき「市長が特別の理由があると認めるときは、代理権を有することを証する書類を添付して代理人が行うことができる。」とされている。従って、この種の条例の場合には、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」以外にも、本人から代理権を付与された者であれば、任意代理による開示請求、訂正請求ないし利用停止等請求も可能となつてこよう。

一般に、任意代理人による開示請求等が制限されるのは、「なりすまし」のような制度の悪用を防止することによって、個人情報保護の徹底化を図る趣旨と解されている。⁽¹¹⁾ そうであるならば、不正・偽計の手段によって代理権を取得したことが判明した場合などを除き、例えば、親子や家族、たとえ第三者であっても、当該本人との緊密・密接な関係ないし特別な関係があり、本人の生命・

身体・財産を保護する上で緊急かつ真にやむを得ないと認められる事由がある場合には、任意代理人による訂正請求ないし利用停止等請求が認められる余地もあろう⁽¹²⁾。

(3) 遺族や相続人による請求

遺族や相続人が、死者に関する個人情報に誤っていると考えられる場合、あるいは、死者の個人情報について目的外利用や外部提供が行われていると考えられる場合、遺族や相続人は、訂正請求ないし利用停止等請求を行うことができるのであろうか。因みに射水市個人情報条例第13条3項は、「死者の個人情報については、次に掲げる者（以下『遺族』という。）は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しており、また、同条例第27条3項及び第35条3項も、遺族による訂正請求ないし利用停止等請求を認めている。同じく、富山市個人情報保護条例第29条3項及び第36条3項も、死者の個人情報につき、遺族による訂正請求ないし利用停止等請求を認めている。このように、個人情報保護条例上に規定を設け、遺族や相続人による開示請求権のみならず、訂正請求権ないし利用停止等請求権を認めている自治体も見られる。これらの条例を参考にすれば、遺族や相続人としては、死者の配偶者（事実上の婚姻関係にあった者も含む）、子及び父母、2親等以内の血族、1親等の姻族、法定相続人などが挙げられよう。

それでは、規定の欠落を見ている場合はどうであろうか。因みに、町田市個人情報保護条例第20条3項は、「保有個人情報に係る本人が死亡した場合における当該保有個人情報については、当該死亡した者と一定の身分関係にある者として規則で定める者に限り、・・・開示の請求をすることができる。」と規定しているものの、当該規定は、訂正請求ないし利用停止等請求に準用されるわけではない。なお、個人情報保護条例上に規定が置かれていない場合であっても、当該死者と「一定の身分関係にある者」については、死者の個人情報を遺族や相続人の個人情報と同一視し、広く開示請求の主体とすることも可能と考えられる⁽¹³⁾。そうであるならば、遺族や相続人に個人情報の「開示請求」が認められる場合、その後の「訂正請求ないし利用停止等請求」を拒否すべき積極的理由は見出しがたいと言えよう。むしろ、文書管理として個人情報の正確性・最新性を期す上で、そして、死者本人及び遺族や相続人の名誉・プライバシーを保護するため、遺族や相続人に個人情報の訂正請求権ないし利用停止等請求権を認めてよいのではなかろうか。個人情報保護条例で、遺族や相続人による開示請求、訂正請求ないし利用停止等請求権を規定するか否かは、現段階では各自治体の立法政策の問題であるが、これらの請求をすべて否定する趣旨ではないと解すべきである。

第4款 開示請求前置主義

訂正請求及び利用停止等請求の対象となる個人情報であるが、まず、の類型として、事例（B）の京都市個人情報保護条例第24条1項及び第30条1項は「公文書に記録されている自己の個人情報」と、事例（C）の小金井市個人情報保護条例第17条（第18条及び第19条を含む）は「実施機関が保

有等をしている自己に関する個人情報」と、事例（D）の枚方市個人情報保護条例第17条（第18条及び第19条を含む）は「自己情報」と規定している。しかし、 の類型として、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第29条1項及び3項、第30条1項、第36条3項及び第37条1項は、個人情報の訂正請求及び利用停止等請求ができる場合を、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」、「開示決定に係る保有個人情報」及び「保有個人情報の開示を受けた」と限定している。 同じ形態としては、例えば、大阪府個人情報保護条例第23条1項及び第31条1項（「当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報」及び「当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報」）が、 同じ形態としては、行政機関個人情報保護法第27条1項及び3項、第28条1項、第36条3項及び第37条1項を、そして、 に近い形態としては、東京都個人情報保護条例第18条1項及び第21条の3第1項（「開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報」）を挙げることができる。

のように、一部の個人情報保護条例では、訂正請求及び利用停止等請求において、開示請求前置主義がとられている。すなわち、個人情報の開示請求を行い、開示決定により開示を受ける範囲が明確になった情報に対してのみ、訂正請求及び利用停止等請求の対象とする考え方がとられている。しかし、立法政策的には、 の方が個人情報保護の理想型に近いと言えまいか。なぜなら、個人情報保護条例や行政機関個人情報保護法に基づく開示請求をしなくとも、医療、教育、福祉、税務や勤務関係において、あるいは、事例（C）の事実関係に代表されるように（本件情報は、別件損害賠償請求訴訟において書証として提出されていた内容となっている）、紛争や訴訟の場において、訂正請求ないし利用停止等請求者が自己情報を入手しうる可能性も否定できないからである。このような場合であっても、開示請求を経なければならないとするのは、余りにも形式的とは言えまいか。⁽¹⁴⁾

換言すれば、訂正請求ないし利用停止等請求者が誤りがあると思われる自己情報を既に入手しているにもかかわらず、開示請求を行わなければならないとした場合、仮に開示請求が拒否されたときには、訂正請求ないし利用停止等請求を行うこと自体が不可能となってくるのである。因みに、行政事件訴訟法第8条にいう不服申立ての「前置」主義では、仮に棄却の決定や裁決があっても、行政事件訴訟を提起することが可能とされる。これと比較して、個人情報の訂正請求ないし利用停止等請求に係る「前置」主義は、「開示がなされた」の場合に限定されている。従って、非開示決定がなされた場合には、訂正請求ないし利用停止等請求ができなくなることから、当該「開示請求前置主義」は、「前置」というよりはむしろ「開示決定前提主義」とでも言えようか。 の行政機関個人情報保護法にあっては、訂正請求制度及び利用停止等請求制度の安定的運用を図るという観点から、この制度の対象となる保有個人情報の範囲を明確に限定したようである。⁽¹⁵⁾しかし、人格権ないし自己情報コントロール権に基づく「個人参加」の保障と逆行しないだろうか。また、開示請求を経ない「濫請求」、「膨大な訂正請求ないし利用停止等請求」を懸念した結果であろうか。そうであるならば、この点は杞憂に過ぎないことを念じたい。なお、当該「開示請求前置主義」を採用することによって、開示請求を果たして「前置」したか否か、こういった実務上の問題が惹起することは論をまたないであろう。

第5款 訂正請求及び利用停止等請求の期限

まず、 のように開示請求前置主義が採用されるに伴い、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第29条3項及び第36条3項は、訂正請求及び利用停止等請求について、「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内になければならない。」と規定している。行政機関個人情報保護法第27条3項及び第36条3項も同様の規定となっているが、保有個人情報の中には定期的に更新されるものもあり、また、保存期間の満了により廃棄されるのが通常であるから、訂正請求も一定期間内に行わなければならないとすることには合理性があるとされる。さらに、訂正請求期間を徒過した場合であっても、当該保有個人情報更新も廃棄もされていない場合には、本法に基づく開示請求を再度行い、開示決定に基づき当該保有個人情報の開示を受けることによって、訂正請求を受けることが可能であるため、請求期間を設定することが、本人の権利利益を過度に制限するとは言えないとされる。開示決定を受けた保有個人情報の正確性の検証、訂正請求の準備、訂正請求にかかる資料等の収集期間を考慮し、「九十日以内」という相当期間を設定したのであり、これらの理由は、利用停止等請求の場合にも当てはまるとされる。

こういった指摘は、それ相応の説得力をもっていよう。しかし、東京都個人情報保護条例のように開示請求前置主義がとられているときであっても、訂正請求及び利用停止等請求の期間限定につき、規定が欠落している場合さえ見られる。この場合には、開示請求の後であれば、いつでも訂正請求ないし利用停止等請求を行うことが可能となろう。数多くの個人情報保護条例を見れば、事例（B）の京都市個人情報保護条例、事例（C）の小金井市個人情報保護条例や事例（D）の枚方市個人情報保護条例などに代表されるように、訂正請求及び利用停止等の請求につき期間限定を行っていないのが実情である。

第3節 訂正請求及び利用停止等請求に対する措置

第1款 応答・調査

(1) 応答義務

事例（A）にあって、当時埼玉県個人情報保護条例が未制定の状況であり、原告は埼玉県行政情報公開条例に基づいて開示請求、その後に訂正請求（抹消請求）を行っている。当該情報公開条例上、原告には訂正請求権が保障されていなかったせいか、被告埼玉県側は、「公の文書に事実と異なることが記載されているとしても、その記載を訂正、抹消する具体的な方法がない場合は、その訂正、抹消を求める権利はないものとする。」との主張を行っていた。しかし、浦和地裁は、原告側の主張内容を認めながら、「行政庁の公文書に記載された個人に関する情報が、誤りであって、その程度が社会的相当性を超え、そのため個人が社会的相当性を超えて精神的、経済的に損害を被るおそれのあるときには、その個人は、幸福追求権の一内容である人格権に基づいて、人格的

自律を確保するために、当該行政庁に対しその情報の訂正ないし抹消を請求する権利が認められるべきである。」と説示している。同様の判断は、既に、厚生省（現厚生労働省）内部で作成された台湾出身者の旧海軍軍人・軍属の身上調査書の記載事項に関して、誤った個人情報（「逃亡」との記載）があるとして、抹消・訂正請求が裁判で争われた事例（E3）⁽¹⁷⁾でも示されている。特に、その控訴審である東京高裁は、「他人の保有する個人の情報が、真実に反して不当であって、その程度が社会的受忍限度を超え、そのため個人が社会的受忍限度を超えて損害を蒙るときには、その個人は、名誉権ないし人格権に基づき、当該他人に対し不真実、不当なその情報の訂正ないし抹消・・・を請求し得る場合がある。」と説示し、いわゆる社会的受忍限度論に触れている。事例（A）の浦和地裁判決及び事例（E3）の東京高裁判決は、法文上に訂正請求権ないし利用停止等請求権が規定されていなかった状況の下、社会的受忍限度論及び人格権に基づいて、自己情報の訂正請求を認める論旨展開を行っている。

こういった法文上の不備から生じる疑義を解消するために、個人情報保護条例では、訂正請求権及び利用停止等請求権が明確に規定されるに至った。そして、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第31条や事例（B）の京都市個人情報保護条例第26条に見られるように、実施機関は訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の「訂正」をしなければならないとされる。同じく、埼玉県個人情報保護条例第38条や京都市個人情報保護条例第32条1項のように、実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の「利用停止」をしなければならないとされる。これらの規定は各自治体の個人情報保護条例にも見られ、実施機関には、自治体保有個人情報の訂正義務及び利用停止等義務が課されている。

ところで、既に述べたように、是正や苦情の申出・申立ては、実施機関における個人情報の取扱いが不適切であると考えられる場合に行われるものであり、実施機関としては必要な調査を行い、必要な措置を講じるに止まる⁽¹⁸⁾。従って、これらは、実施機関に法的な義務を負わせるものではなく、事実上の救済措置として機能しているに過ぎない。そこで、実施機関の措置については、たとえ不服があったとしても、行政不服申立てや行政事件訴訟を提起することができないのである。他方、個人情報保護条例から導き出される実施機関の訂正義務や利用停止等義務は、同じく個人情報保護条例上認められている訂正請求及び利用停止等の「請求権」に対応するものであり、まさしく、実施機関に課せられる法的な「応答義務」に他ならない。

(2) 存否応答拒否

本稿で扱った事例（A）の埼玉県個人情報保護条例、事例（B）の京都市個人情報保護条例、事例（C）の小金井市個人情報保護条例や事例（D）の枚方市個人情報保護条例などでは規定されていないが、神奈川県個人情報保護条例第21条及び第30条、大阪府個人情報保護条例第16条、第24条

及び第31条の2、長野県個人情報保護条例第26条及び第34条及び町田市個人情報保護条例24条の2のように、訂正請求及び利用停止等請求についての特例として、訂正請求に係る記録情報の訂正をするか否かを答えるだけで、あるいは、利用停止等請求に係る記録情報の利用停止をするか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、訂正請求及び利用停止等請求を拒否することができることとされる。開示請求と同様に、訂正請求及び利用停止等請求にあっても存否応答拒否が認められることは、特徴的な条例と言えよう。これらは、個人情報の名宛人（本人）が開示請求を経ることなく、いきおい訂正請求ないし利用停止等請求が行われることまでも想定した規定と考えられる。そうであるならば、開示請求前置主義が採用されていない場合の条例にとって、有益な示唆を与える一つの参考条文となろう。

(3) 実施機関による調査

訂正請求ないし利用停止等請求が適法・適式に行われた場合、実施機関は、当該請求に理由があるかを審理し、決定の措置を行わなければならない。当該請求に理由があるか否かは、訂正請求書ないし利用停止等請求書に記載された請求の趣旨、内容や理由等に依拠して判断されることになる。特に、訂正請求がなされた場合には、「事実に合致していないこと」が重要であり、第一次的には、訂正請求者が提出した「事実を不正確と考える理由」あるいは「新しい事実を証明する資料」によって、客観的に判断されよう。それでは、事実に合致していないことが証明されていない場合、あるいは、提出された資料の内容が真正なものであるかどうか疑わしい場合、実施機関は、どのように処理すべきであろうか。この点、利用停止等請求の審理も含め、実施機関が独自に調査する必要があると思われる。例えば、事例（B）の京都市個人情報保護条例新第27条1項（旧第23条1項）及び新第33条1項（旧第29条1項）、東京都個人情報保護条例第20条1項及び第21条の6第1項、熊本県個人情報保護条例第25条1項及び第25条の7第1項などでは、訂正請求ないし利用停止等請求があったときには「必要な調査をしたうえ」ないし「必要な調査を行い」、当該請求に対する決定を行うものとされている。

個人情報保護条例上、調査規定が置かれていない場合であっても、実施機関による調査が行われるべきである。なぜなら、訂正請求ないし利用停止等の請求者は一般市民であり、訴訟で提出されるような証拠能力を有する資料等を収集し、特に「事実に合致していないこと」の主張・立証を十分に行うことができないのが通常と考えられるからである。ここでは、訴訟で必要とされる厳格な主張・立証責任を訂正請求者側に負わせるべきではなく、むしろ、実施機関側の職権による独自の調査に期待すべきである。それこそが、各自治体の個人情報保護条例や行政機関個人情報保護法第5条に規定されている個人情報の「最新性」や「正確性」の確保、ひいては「信頼行政」や「善良行政」に繋がるからである。こういった解釈をとったとしても、何も過度・加重な責任を実施機関に負わせるものではないと考えられる。従って、訂正ないし利用停止等の請求者は、仮に実施機関が十分な調査もせずに、当該請求に理由がないとして訂正拒否決定や利用停止等拒否決定を行った場合には、後の訴訟において、手続上の違法性を主張することも可能と言えよう。

ところで、事例（B）にあって、最高裁は、「本件条例は、訂正請求があったときは、実施機関が必要な調査をした上、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならないとしているものの、実施機関に対してそのために必要な調査権限を付与する特段の規定を置いておらず、実施機関の有する対外的な調査権限におのずから限界があることは明らかである。」と説示している。確かに、実施機関の有する対外的な調査権限には限界があるかも知れない。しかし、実施機関が対外的な調査を行うにつき、個人情報保護条例上、対外的な調査権限を付与する規定が必要であろうか。既に見たように、訂正請求につき、京都市個人情報保護条例新第27条1項（旧第23条1項）は「必要な調査をしたうえ」と規定している。当該「調査」には、対外的調査は含まれないのであろうか。最高裁がこのような消極的な判断を下すことは、訂正請求に伴う事実確認調査につき、実施機関による自己責任の放棄を追認することに繋がる危険性さえ生じよう。換言すれば、個人情報保護条例上、調査権限規定がなければ、実施機関は何もしなくてよいとさえ読みとれよう。

むしろ、当該規定がなくとも、適正手続の法理、自然的正義の原則に沿って、実施機関が積極的に対外的調査を行うべきであろう。大阪高裁が、「本件条例は、個人情報の開示、訂正及び削除を求める具体的請求権を創設的に認めたものであるから、この規定により、・・・決定を行うに当たり、実施機関に訂正請求に関する必要な調査権及び調査義務を認めたものと解される。・・・実施機関は、国民健康保険法に基づくレセプトの審査権限、調査権限及び訂正権限の有無と関係なく、上記調査権を行使して、被控訴人が求める訂正内容について訂正されるべきか否かの判断を行うべきであり、・・・そして、本件条例の予定する上記調査に当たっては、上記指揮監督権も含めた実施機関の有するすべての権限を適正かつ誠実に行使すべきであり、・・・本件条例の予定する調査を行わないまま当該請求に係る個人情報について訂正をしない旨の決定をすることはできないというべきである。」と説示している方に、よほどの説得力があるように思われる。

第2款 訂正請求に対する措置

(1) 訂正事由・訂正拒否事由

事例（A）では、埼玉県行政情報公開条例に関連して人格権を根拠に、事例（B）では、京都市個人情報保護条例旧第21条1項（新第24条1項）に基づいて、事例（C）では、小金井市個人情報保護条例第17条に基づいて、いずれも訂正（削除）の請求が行われている。当該訂正請求が認められるのは、個人情報「事実」に合致せず、「誤り」がある場合に限られる。因みに、事例（C）の判示内容を参考にすれば、この「事実」とは、氏名、住所、生年月日、性別、学歴、日時及び場所等の客観的に正誤の判断が行えるものであり、個人の認定・評価、意見等の主観的な価値判断に関する事項は含まれないと言えよう。また、「誤り」とは、個人情報を取り扱っている事務の目的、内容、当該個人情報の意味などからして、記載ミスや入力ミス、遺漏など、現実に記載されている個人情報が「事実と不整合を生じていること」とされよう。

他方、大阪府個人情報保護条例第23条2項は、「実施機関は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）があったときは、訂正につき法令又は条例に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。」と規定している。また、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第31条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。そこで、「訂正しない」あるいは「訂正できない」理由として、以下のものが挙げられよう。すなわち、訂正請求者の主張している内容が、訂正請求の対象となる「事実」に該当しない場合、自治体保有個人情報の内容が「事実」に合致しているが、訂正請求者の「事実でない」との主張が認められない場合、訂正請求者が主張している内容が、実施機関の「事実認定・価値判断」に関係している場合、実施機関に「訂正権限」が認められない場合、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内であるといった正当な理由がある場合、その他、法令等の規定により訂正することが明らかに禁止されている場合や、法令等の趣旨等から訂正することができないと解釈される場合などである。以下、～ について順に検討してみたいと思う。

（2）事実該当性・事実整合性

まず、及び に関し、訂正請求が認められるためには、実施機関が客観的に正誤の判断を行うことができる内容でなければならない。換言すれば、個人情報保護条例上、訂正請求が可能なのは、個別的「事実」に関して客観的に判明する誤りであり、個人の評価等の記録を不当だとする訂正請求は認められないことになる。⁽¹⁹⁾ここでは、「事実該当性」が要求されるのであり、試験、評価及び評定等に関する記録の訂正請求などが問題となろう。例えば、平成12年度の東京都保育士試験を受験した原告が、東京都個人情報保護条例に基づき、東京都知事に対し、4科目中唯一不合格となった試験科目「保健衛生学及び生理学」に係る原告作成の解答用紙の開示請求を行ったところ、同知事が非開示決定をしたため、その取消訴訟が提起された事例（E4）⁽²⁰⁾がある。開示請求については、第一審で原告の請求が認容され、控訴審及び上告審では棄却されるに至ったが、控訴審たる東京高裁は、「本件条例一八条は、開示の決定を受けた個人情報に『事実の誤り』がある場合には本人が訂正請求権を有する旨を定めるが、答案に与えられた得点が開示され、これが受験者本人が相当と考える得点と相違する場合であっても、このような評価の結果としての得点は、同条にいう『事実』には該当しないと解され、得点についての訂正請求権は認められない。」と説示している。解答用紙には採点者が点数を正確に記載することが本来の趣旨となっており、記載ミスや入力ミスがあれば別の結論となってくるが、⁽²¹⁾受験者にとって点数に齟齬があると考えた場合、すなわち、受験者からの「事実ではない。」とする訂正請求があったとしても、実施機関は当該請求を拒否することになる。

ところで、自治体保有個人情報の内容が「事実合致していない」場合には、訂正請求が認めら

れることとなる。既に見たように、事例（A）は、埼玉県立越谷擁護学校長が生徒の受験先学校長にあてて作成した事前協議に関する文書につき、その訂正（抹消）請求が争われた事例である。原告側は、「療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）」との記載につき、自分はいわゆる「精神薄弱」ではなく「みどりの手帳」の交付も受けていないことから、事実と反して誤りである旨を主張している。本件事例にあって、原告が「みどりの手帳」の交付を受けているか否か（正誤の判断）は、同擁護学校長が事実関係を十分に調査確認をすれば客観的に明らかになることである。本件事例は記載ミスに他ならないことから、原告側からの訂正（抹消）請求が認められるべきである。従って、訂正拒否決定を違法と判示した浦和地裁判決は、妥当と言ってよからう。もっとも、本件事例の事実関係を考慮すれば、同養護学校長による原告への来校依頼、再度の電話連絡による原告への確認依頼について、原告は積極的に応じているわけではないので、同養護学校長に全面的な非があると見て、例えば地方公務員法上の分限処分ないし懲戒処分、国家賠償法上の求償権の相手方など法的責任を追及することは、余りにも酷なことかもしれない。

(3) 事実認定・価値判断

次に、 に関してであるが、訂正請求が認められるのは客観的に正誤の判断ができるものに限られ、主観的な「価値判断」は含まれない。例えば、事例（C）で東京地裁も、本件情報は、原告のケースワーカーとしての行為に関連する市民からの苦情と市の関連部局職員のこれに対応する動きに関する記録であり、「誤り」に該当するか否かは、原告の不行状が存在するか否かという観点からではなく、そのような苦情等があったのか否かという観点から判断されるべきものであり、本件記録は、実際の苦情聴取の過程等を記録化して作成されたのに過ぎないのであるから、「誤り」には該当しないと説示し、訂正拒否決定を違法ではないと判示している。また、事例（A）で原告側は、「療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）」との記載以外の「ア 障害の状況の記録」、「イ 中学校として平常の学校生活において配慮している措置」、「ウ 学力検査に当って配慮してほしい措置」、「エ 高等学校の学校生活において留意してほしい事項」及び「オ その他必要な事項」に部分に関して、原告の障がいにつき偏見と誤解に満ちた表現になっているので、当該記載事項は訂正（抹消）されるべきとの主張を行っている。これに対し、被告埼玉県側は、原告側には訂正（抹消）請求権が認められないとの反論とともに、本件文書は受験先の学校で配慮して欲しい具体的な措置等についてわかりやすく具体的な記述がなされているものであって、原告の障がいをことさら強調するものではない旨の反論を行っている。浦和地裁は、「療育手帳 みどりの手帳（精神薄弱）」との記載以外の事項については、個人の評価、意見等の主観的な価値判断にかかわるものであり、養護学校長によって明白に虚偽の記載ないし不当な記載がなされたわけではないと説示し、訂正拒否決定を違法ではないと判示している。いずれの事例も、主観的な「価値判断」に関する事項が争点とされており、東京地裁判決及び浦和地裁判決は正鵠を得ていよう。もっとも、主観的な「価値判断」であっても、明白に虚偽の記載があった場合のみならず、事実認定としての評価に明白な誤りがあった場合、訂正請求者の個人情報につき著しく不穏当ないし不適切な表現方法があった場合、

あるいは、訂正請求者に著しい不快感を与え人格権を否定するような誹謗・中傷的表現方法が見られるような場合には、訂正請求が認められてしかるべきものとする。

なお、客観的な事実認定が困難な事例も想定できないわけではない。例えば、教師による児童・生徒への体罰事件、あるいは児童・生徒間のいじめ問題などである。こういった事例においては、加害者、被害者の主張が相違することも多々あり得る。そこで、実施機関としては、事実関係を正確に把握することが必要であるとして、例えば、当事者（体罰を加えた者と体罰を受けた者）と関係者（目撃した児童・生徒等）とに分け、複眼的に体罰報告を作成するよう試みている自治体も報告されている⁽²²⁾。

(4) 訂正権限・正当理由など

前掲 に関連して、実施機関が自ら作成した文書等については、実施機関に管理権・訂正権があるので訂正請求の対象とし得ることに間違いはない。問題となるのは、実施機関に管理権がある文書であっても、他の市町村長が発行した証明書あるいは謄本、その他民間の医療機関が作成した診断書等のように、実施機関以外の第三者が作成した文書等についての訂正請求・訂正権である。第三者（文書作成者）にも自己情報コントロール権が認められるべきであり、しかも、十分な保障・尊重が要求されること、第三者が作成した文書を訂正するには第三者の承諾が必要であることなどからして、実施機関がこれを当該承諾なくして行うことは越権行為に近いと思われる。従って、一般論としては、「実施機関が請求に応じて訂正できる個人情報記録は、実施機関になんらかの訂正権限があるものにかぎられる。・・・実施機関がみずからその記録を訂正することはできない。実施機関からその第三者に連絡・通知し、訂正についてなんらかの対応をするように要望する程度にとどまる。」⁽²³⁾ と言えようか。

ところで、大阪府個人情報保護条例第23条2項と同様に、三重県個人情報保護条例第32条2号や熊本県個人情報保護条例第23条3項などでも、「実施機関に訂正の権限がないとき」には訂正請求を認めないものと規定されているが、事例（B）の京都市個人情報保護条例を含め、数多くの個人情報保護条例では、こういった規定の欠落を見ている。個人情報保護条例上、こういった規定がない場合であって、かつ、実施機関に訂正権限がないと思われるとき、実施機関はどのように処理すればよからうか。この点、前掲 との関連で、訂正しないことについての「正当な理由」を提示して、実施機関は訂正請求を拒否することになるか。因みに、事例（B）で最高裁は、国民健康保険法ないし京都市個人情報保護条例に基づく訂正権限に触れることなく、「保険医療機関が自ら行った診療として本件レセプトに記載した内容が実際のもものと異なることを理由として、実施機関が本件レセプトに記録された被告人の診療に関する情報を誤りのある個人情報であるとして訂正することは、保険医療機関が請求した療養の給付に関する費用の内容等を明らかにするという本件レセプトの文書としての性格に適さないものというべきである。」との理由で、訂正拒否決定を違法であるということとはできないと説示している。こういった説示事項は、まさに、訂正しないことについての「正当な理由」の基準に関係していると思われる（後に、京都市個人情報保護条例新第26条

は、「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で」との基準を規定するに至った)。

このように、事例(B)にあって、被告京都市側は、本件レセプトにつき、保険医療機関に対する診療報酬の支払いの明細に係る歳入歳出の証拠資料として保管しており、実際の診療内容を直接明らかにするためにこれを管理していたわけではなく、本件レセプトの訂正権限はない旨を主張していた。しかし、第1審たる京都地裁は、国民健康保険法の解釈等に基づいて、京都市長が本件レセプトの審査権限・訂正権限を有するとした上で、同市長が訂正権限を有しないとの理由で訂正に応じないことが違法であるとし、控訴審たる大阪高裁は、国民健康保険法の規定とは関係なく、本件条例が、実施機関に訂正請求に関する調査権限及び調査義務を認めたものと解されるから、訂正権限がないとの理由で訂正請求に応じないこと自体が許されず、本件条例に基づき「当該文書の誤り部分を明らかにするための訂正の措置」をとることができる、と説示している。第1審及び控訴審いずれの判決も、「実施機関たる京都市長には訂正の権限がある。」との解釈論を展開するものであるが、本件事例はレセプト事務に係る個別分野での事例であり、第三者作成文書の訂正権⁽²⁴⁾についての一般的な結論を帰納させることはできないかも知れない。なお、控訴審たる大阪高裁は、京都市長に対して個人情報の保護に関して必要な措置を講じるよう喚起を促す説示事項となっており、また、上告審たる最高裁判決の少数意見には、誤りがあることを本件レセプトに付記するなどして京都市長には適切な措置をとるべき、との運用を求める考え方も示されている。このように、実施機関に訂正権限が認められない場合には、訂正に代わる附箋やメモなど、訂正請求者の理解を得ることのできる実務運営の方法が模索されるべきであろう。

第3款 利用停止等請求に対する措置

(1) 利用停止等事由・利用停止等拒否事由

利用停止等の請求とは、個人情報の「削除」(「消去」)、「目的外利用の停止」及び「外部提供の停止」を請求するものである。当該請求は、具体的に、どのような場合に行われるのであろうか。各自治体の個人情報保護条例によれば、文言の相違が多少見られる。そこで、事例(C)の小金井市個人情報保護条例第8条(保有等の一般的制限)、第11条(収集の制限)、第12条(利用及び提供の制限)、第18条(削除の請求)及び第19条(中止の請求)、そして、事例(D)の枚方市個人情報保護条例第7条(収集等の一般的制限)、第8条(収集方法の制限)、第9条(目的外利用の制限)、第10条(外部提供の制限)、第18条(削除の請求)及び第19条(中止の請求)などを参考にすれば、以下のようなになるうか。

まず、「削除」(「消去」)の請求は、実施機関による個人情報の収集・保管制限違反に対して行われるものである。すなわち、実施機関が、(a) 法令等の定めがなくかつ審査会の意見を聴かずにセンシティブ情報を収集した場合、(b) 所掌する事務の個人情報の利用目的に必要な最小限の範囲を超えて、個人情報の収集又は保管をしている場合、(c) 個人情報の利用目的を明確にしないで、又は適法かつ公正な手段によらないで個人情報を収集した場合、(d) 本人以外の者から

個人情報収集できる場合の規定に該当しないにもかかわらず、本人以外の者から個人情報を収集した場合などに行われる。また、「目的外利用の停止」及び「外部提供の停止」の請求は、実施機関による目的外利用、外部提供制限違反に対して行われるものである。すなわち、本人の同意なくして、あるいは審議会の意見を聴かないで、実施機関が収集目的の範囲を超えて個人情報を利用したり、あるいは外部提供を行っている場合である。

例えば、前掲事例（E 1）に関連して、神奈川県教育委員会が、平成18年3月の卒業式及び同年4月の入学式における不起立教職員の氏名等の報告を各県立学校長に求めたのに対し、一部の教職員が、神奈川県個人情報保護条例旧第35条（新第34条）に基づき自己情報の利用（人事評価等への参考資料）の停止を請求している。同県教育委員会は、教育長通知及びこれに基づく校長の職務命令については裁量の範囲内のものであるとして、同条例第38条1項により利用不停止の決定を行った。そこで、教職員16名が、行政不服審査法による異議申立てを行ったため、同県教育委員会が、神奈川県個人情報保護条例第40条に基づき神奈川県個人情報保護審査会に諮問したところ、同審査会は平成19年10月24日付で、「当該情報は、個人情報保護条例第6条で原則として取扱いが禁止されている思想信条に該当する情報であり、同条ただし書に基づき、例外的に取り扱うことができる情報には該当しないが、同時に、教職員の服務に関する事務に係る情報としての側面を有することから、今後同様の情報を取り扱うときは予め、審議会の意見を聴くことが相当」との答申を行っている。同答申に沿って、神奈川県教育委員会は、平成18年3月の卒業式以降平成19年4月の入学式までの不起立教職員の氏名等を記載した校長からの報告書を廃棄するに至った（もっとも、同県教育委員会は審議会の意見聴取を経た後に、平成20年3月の卒業式以降、不起立教職員氏名等の報告徴収を再開している）。本件事例は、前記 及び の両方に関わる参考事例と見ることができよう。

(2) 個人情報の収集・保管に関して

前掲 に関連して、事例（C）では、小金井市個人情報保護条例第18条に基づいて削除の請求が行われている。しかし、東京地裁は、原告のケースワーカーとしての行為に関連する市民からの苦情と市の関連部局職員のこれに対応する動きに関する記録について、本件情報は「社会的差別の原因となる諸事実に関する事項」に該当するともいえず（第8条関連）、また、原告の上司がその指揮監督のために原告以外の者から収集したものであること（第11条関連）など、いずれも本人が削除請求し得るものにはあたらない旨を説示し、削除請求拒否決定の取消訴訟を棄却するに至った。このように、実施機関が個人情報保護条例に基づいて、適法・適式に個人情報を収集・保管している場合には、利用停止等の請求（削除）は認められないこととなる。⁽²⁵⁾

他方、事例（D）でも削除の請求が行われている。本件事例にあつては、枚方市個人情報保護条例第18条が、「何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたと認めるときは、その削除を請求することができる。」と規定しているにもかかわらず、原告側は当該規定に触れることなく、人格権ないし自己情報コントロール権を根拠に削除請求の正当性を主張している。その結果、被告枚方市側から、「本件条例は、18

条において、削除請求権を認めているが、あくまで本件条例において認められた権利にすぎず、このような規定に基づかずに、一般的に削除請求権が認められるものではない。仮に、人格権に基づく削除請求を認容し得るとしても、個人に関する情報が誤りであった場合であって、しかも、他の厳しい要件も必要である。しかるに、原告らは、これらの主張をしていないのであるから、原告らの主張は、それ自体失当である。」との反論さえ出されてる。もっとも、大阪地裁は、当該反論を容認しながらも、被告側には枚方市個人情報保護条例第8条1項違反があったことを理由として、結果的には当該非削除決定を取り消すに至っている。

(3) 個人情報の利用・提供に関して

前掲 に関連して、利用停止等を認めるか否かは、個人情報の利用ないし提供の実態によって異なってくるのであり、事案如何によっては、個人の権利利益の保護と行政目的の実現という公益の保護との比較衡量が必要とされよう。そこで、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第38条、行政機関個人情報保護法第38条や東京都個人情報保護条例第21条の5などでは、「ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。」との文言が付加されている。また、利用停止等の拒否事由としては、利用停止等を行うことによって、当該請求者ないし第三者の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれがあると実施機関が認めるとき、あるいは、利用停止等をしないことについて緊急性・正当性が認められるとき、こういった拒否事由も挙げられよう。⁽²⁶⁾

ところで、事例（C）にあつては、小金井市個人情報保護条例第19条1項に基づいて目的外利用の中止請求が行われている。しかし、東京地裁は、「本件情報は、別件損害賠償請求訴訟において書証として提出されており、その判決も宣告済みであるというのであるから、本件情報の目的外利用等は、既に実行されて終了しており、その撤回等を行う余地もないことが認められる。そうすると、このような中止請求の拒否決定を取消しても、過去に行われて、終了した行為の中止を求めることはできない・・・」として、訴えの利益（行政事件訴訟法第9条1項）がないことを理由に却下するに至った。利用停止等請求が認められるのは、目的外利用や外部提供が継続・反復して行われている場合ないし決定されている場合で、是正可能なときである。事例（C）は、既に目的外利用等が終了してしまった事例であるから、中止請求には実益がないと言えよう。なお、目的外利用や外部提供をするかが未確定な段階で、予防的差止め請求が行われる可能性も否定できない。この場合も請求に実益がないとして、請求自体を認めない考え方がある。⁽²⁷⁾しかし、行政事件訴訟法第37条の4に規定されている「差止訴訟」の要件、あるいは同法第37条の5第2項に規定されている「仮の差止めの申立て」の要件などを参考にすれば、当該目的外利用や外部提供行為によって、請求者側に「回復困難な重大な損害が生じるおそれがあり、これを回避するため緊急の必要」がある場合には、当該請求が受理されて審理に付される余地はあろう。もっとも、請求者側によって、この点の十分な主張・立証が行われることが前提となっているが。

第4款 措置決定

(1) 措置決定の期限

訂正請求ないし利用停止等請求があったときから、実施機関による措置決定（訂正決定・訂正拒否決定ないし利用停止等決定・利用停止等拒否決定）に至るまでの期限であるが、行政機関個人情報保護法第31条及び第40条は、訂正請求ないし利用停止等請求があった日から30日以内で延長も30日以内としている。しかし、同法第32条及び第41条は、期限の特例として、措置決定につき特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に当該措置決定をすれば足りるとしている。⁽²⁸⁾ 各自治体の個人情報保護条例を検討すると、期限延長を規定しているもの、期限延長と期限延長特例を規定しているものとに分けられる。例えば、の期限延長を規定している条例として、事例（C）との関連で、小金井市個人情報保護条例第21条1項及び2項は、訂正請求ないし利用停止等請求を受けた日の翌日から起算して20日以内で延長を30日と、また、事例（D）との関連で、枚方市個人情報保護条例第22条1項及び2項は、当該請求が到達した日から起算して30日以内で延長を60日としている。さらに、事例（B）との関連で、京都市個人情報保護条例第27条、第28条、第33条及び第34条は、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内で相当期間による延長を認めている。なお、事例（A）との関連で、埼玉県個人情報保護条例第33条及び第40条は、訂正請求ないし利用停止等請求があった日から30日以内で延長を30日と、かつ相当期間として期限延長特例を認めており、の具体例として挙げられる。

審理期限が延長されるのは、「やむを得ない理由」、「事務処理上の困難その他正当な理由」あるいは「特に長期間を要すると認めるとき」であり、訂正請求ないし利用停止等請求の対象となっている個人情報数が大量である場合、情報の検索及び判断に長期の日時を要する場合、その他合理的な理由がある場合とされよう。いずれにしても、実施機関が、延長後の期間及び延長の理由を記載した書面により、訂正請求ないし利用停止等請求者に速やかにこれを通知しなければならない点は、行政機関個人情報保護法のみならず、各自治体の個人情報保護条例上の共通事項となっている。なお、一部の個人情報保護条例では、及びの場合につき、期限延長ないし期限延長特例の期間内に実施機関が措置決定をしないときには、個人情報を「訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。」ないし「利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。」として、見なし規定が置かれているものがある。例えば、事例（D）の枚方市個人情報保護条例第22条5項、大阪府個人情報保護条例第27条3項及び第28条3項、第31条の5第3項及び第31条の6第3項、宇治市個人情報保護条例第30条2項及び第36条2項、高槻市個人情報保護条例第18条5項などを挙げることができる。当該見なし規定によって、訂正ないし利用停止等の請求者が、容易かつ速やかに行政上の不服申立てや行政事件訴訟を提起できるのであり、請求者への配慮が施されている。

(2) 訂正決定・利用停止等決定

各自治体の個人情報保護条例によれば、文言上の相違が若干見られるものの、実施機関が訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、当該個人情報の訂正をした上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないとされる。因みに、当該「訂正」には、訂正請求者が請求する内容に応じて訂正をする場合の他に、部分的に訂正をする場合も含まれるので、具体的な措置としては、例えば、誤っていた個人情報を完全に削除するとともに、新たに記録する方法、誤っていた個人情報に二本線を引き、余白部分に朱書等で新たに記載する方法、別紙に個人情報⁽²⁹⁾が誤っていた旨及び正確な内容を記載し、これを添付する方法などが挙げられよう。なお、訂正の実施をした場合において、個人情報の正確性を確保するために必要がある場合には、事例（A）の埼玉県個人情報保護条例第35条、事例（B）の京都市個人情報保護条例第29条に代表されるように、個人情報の提供先への通知が行われることもある。

また、実施機関が利用停止等をする旨の決定を行った場合にも、訂正請求決定後と同様の手続がとられ、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないとされる。利用停止等の請求に関する実施機関の削除（消去）方法としては、消去すべき個人情報が記録された部分を黒塗りにし、余白に利用停止等請求によって消去した旨及び消去した年月日を記載するなど、消去の経緯を明らかにしておく方法、消去する個人情報が行政文書のすべてである場合には、消去すべき個人情報が記載された当該行政文書を廃棄ないし焼却する方法、消去する個人情報が電磁的記録に記載されている場合には、当該電磁的記録の消去する部分について、完全に消去する方法などが挙げられる。また、利用の停止及び提供の停止の方法としては、利用停止等請求に係る個人情報の内容・記録媒体に応じて、当該個人情報の廃棄若しくは消去すること、個人情報の収集を停止すること、利用・提供を中止することなどが挙げられよう⁽³⁰⁾。なお、実施機関が削除、利用の停止及び提供の停止を行った場合には、実務上、何らかの方法で利用・提供先に連絡し、廃棄等の依頼を行う必要があると思われる。

(3) 訂正拒否決定・利用停止等拒否決定（理由付記）

各自治体の個人情報保護条例によれば、訂正決定・利用停止等決定の場合と同様に文言上の相違が若干見られるものの、実施機関が訂正請求に係る個人情報を訂正しないとき、あるいは、利用停止等請求に係る個人情報の利用停止等をしないときには、その旨を決定し、訂正請求者ないし利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないとされる。この点、訂正決定・利用停止等決定の場合と同様に通知が必要とされるが、特徴的なのは、理由付記が要求されることである。例えば、事例（B）の京都市個人情報保護条例第27条3項及び第33条3項、事例（C）の小金井市個人情報保護条例第21条3項、事例（D）の枚方市個人情報保護条例第22条4項などでは、個人情報保護条例上、理由付記が明確に規定されている。なお、個人情報保護条例で理由付記の規定が欠落しているような場合には、各自治体の行政手続条例に基づいて、訂正拒否決定及び利用停

止等拒否決定の理由付記がなされることと思われる。理由付記の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保し、恣意的な判断を抑制するとともに、処分理由を請求者に知らせて行政上の不服申立てや行政事件訴訟の提起に便宜を与えるものである。従って、実施機関には十分な理由付記が要求されようが、この点の検討は別稿に譲りたい。

おわりに（課題と展望）

以上、個人情報の訂正請求及び利用停止等請求について、各自治体の個人情報保護条例の条文及びそれに関連する事例を基に、請求権者、請求の内容・手続・方式・期限を、次に、当該請求に対する実施機関の応答義務、文書不存在・存否応答拒否を、さらに、訂正請求に対する訂正事由・訂正拒否事由、利用停止等請求に対する利用停止等事由・利用停止等拒否事由を、最後に、措置決定の期限・措置決定後の手続などの検討を行ってきた。

各自治体の個人情報保護条例を見れば、開示請求については、ほぼ同様の規定を置いていることが容易に推察される。しかし、訂正請求及び利用停止等請求については、本人のみならず遺族や相続人による請求を認めている条例、当該請求に資料の添付を要求している条例、開示請求前置主義を規定している条例、存否応答拒否を規定している条例、実施機関に訂正権限がない場合を訂正拒否事由として掲げている条例、その他、是正や苦情の申出・申立てを規定している条例など、実に様々な形態が見られる。訂正請求ないし利用停止等請求の実体的規制や手続的規制をどのように行うかは、各自治体の自由な判断に委ねられているところであるが、いずれの条例も、人格権ないし自己情報コントロール権に基づく「個人参加」の原則を貫いている。実施機関が間違った個人情報を保有することは、適正な自治体行政運営を阻害するのみならず、当該情報の名宛人たる本人の人格や名誉を侵害する危険性さえ生じかねないからである。また、実施機関が条例上の制限に反し、個人情報を収集・保管したり、あるいは、目的外利用や外部提供する場合には、プライバシーの権利を侵害したり、当該個人に対して回復困難な損害を与えたりする危険性が高くなるからである。

個人情報の開示請求に関する判例と比較して、訂正請求及び利用停止等請求に関する判例は少数に止まっている。⁽³¹⁾自治体は膨大な個人情報を集積・管理しており、住民が自己情報に接する機会が少ないからであろうか、あるいは、住民は、一般行政情報の公開請求は別として、本人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止等請求にそれほどの関心がないからであろうか、それとも、資料の添付や開示請求前置主義など、開示請求と比べて訂正請求ないし利用停止等請求には、手続上の煩雑性があるからであろうか。思うに、ほとんどの自治体は個人情報の収集・管理を適切に行っていることから、自己情報につき自治体の収集・管理に積極的関心を抱く住民の場合は別として、自己情報の訂正請求ないし利用停止等請求がなされるのは、訂正請求者ないし利用停止等請求者が自治体と何らかの公法上、私法上ないし事実上の関係に入ったことを契機として、偶然にも自己情報の誤りを知ってしまったとき、あるいは目的外利用や外部提供がなされていることを偶然に知ってしまったときなどに限定されるからかも知れない。いずれにしても、今後の判例の蓄積が期待される分野である。

以上

- (1) 本稿で参照した主な文献は、宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』(有斐閣・2009年)、同『個人情報保護の理論と実務』(有斐閣・2009年)、岡村久道『個人情報保護法(新訂版)』(商事法務・2009年)、奥津茂樹『個人情報保護の論点』(ぎょうせい・2004年)、兼子仁他『情報公開・個人情報条例運用事典』(悠々社・1999年)、総務省行政管理局監修：社団法人行政情報システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)』(ぎょうせい・2005年)、第二東京弁護士会編『情報公開・個人情報保護審査会答申例・ポイントの解説』(ぎょうせい・2009年)、多賀谷一照『要説個人情報保護法』(弘文堂・2005年)、夏井高人・新保史生『個人情報保護条例と自治体の責務』(ぎょうせい・2007年)、平松毅『個人情報保護 - 制度と役割』(ぎょうせい・1999年)、同『個人情報保護 - 理論と運用』(有信堂・2009年)などである。
- (2) 判例評釈として、大井法子「個人情報の抹消・訂正請求」(法律時報73巻3号・特集・情報公開判例の到達点)94頁～95頁がある。
- (3) 上告審に関する判例評釈として、太田幸夫「診療報酬明細書に記載された診療に関する情報について市条例に基づき個人情報の訂正請求がされた場合に実施機関による訂正しない旨の決定が違法でない」とされた事例(判例タイムズ1245号・平成18年度主要民事判例解説121：行政・労働法)268頁～269頁、大橋真由美「個人情報保護条例に基づく訂正請求をなしうる範囲」(民商法雑誌136巻1号)42頁～48頁、同「国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)の訂正請求の可否」(法学セミナー644号)131頁、越智敏裕「国民健康保険診療報酬明細書に記載された個人の診療に関する情報に係る京都市個人情報保護条例(平成5年京都市条例第1号)21条1項に基づく同人からの訂正請求につき市長が行った訂正をしない旨の処分が違法とはいえない」とされた事例(Lexis判例速報8号)88頁～95頁、下井康史「個人情報保護条例に基づく国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)訂正請求」(季報情報公開・個人情報保護22号)31頁～34頁、高橋信行「国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)の訂正請求」(ジュリスト臨時増刊1332号・平成18年重要判例解説・行政法3)41頁～42頁、原田一明「京都市個人情報保護条例に基づく国民健康保険レセプトに記載された個人情報の訂正請求が認められなかった事例」(法令解説資料総覧298号)64頁～69頁などがある。
- (4) 当該判例について、宇賀・前掲書(『個人情報保護の理論と実務』)342頁～344頁が一部評釈を行っている。
- (5) このように、大阪地裁で非削除決定が取り消されたこともあり、当該判決後、枚方市教育委員会は原告らの情報を削除するに至った(それに伴い、大阪高裁では、本件情報の削除請求に関する訴えは取り下げられている)。また、大阪地裁では、損害賠償として1万円の支払いが認められているが、大阪高裁での損害賠償認定額は10万円とされている。第1審に関する判例評釈として、豊島明子「国歌斉唱時の不起立に関する個人情報の非削除決定が取り消された事例」(法学セミナー増刊2号・速報判例解説・行政法13)77頁～80頁、上拂耕生「『君が代』不起立調査情報の削除請求事件」(季報情報公開・個人情報保護27号)55頁～60頁、控訴審に関しては、大橋真由美「最新判例演習室・行政法・『君が代』斉唱時の不起立に関する個人情報非削除決定の取消事例」(法学セミナー650号)123頁がある。なお、大阪高裁の判示内容については、大阪教育法研究会編集部「『日の丸・君が代』処分事例集」(<http://kohoken.hp.infoseek.co.jp/index.htm>)を参照されたい。
- (6) 兼子他・前掲書256頁によると、記録が内容的に古くなってしまった場合とは異なり、記録内容自体には誤りでないときに、より正確にならしめるための追記・書き足しの要求は、訂正請求の範囲を超えるとされる。
- (7) 事例(E1) 横浜地判平成21年7月16日(国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求事件)判例集未掲載。判例評釈として、田中孝男「国旗国歌に対する忠誠義務不存在確認請求が棄却された事例」(法学セミナー増刊6号・速報判例解説・行政法12)73頁～76頁がある。

- (8) 事例(E2) 富山地判平成16年6月30日(住民票コード附番処分取消請求事件:第1審:却下) 判例集未登載:名古屋高裁金沢支判平成17年2月23日(控訴審:棄却) 判例タイムズ1198号133頁。第1審に関する判例評釈として、岡村久道「住基ネット関連判例の研究(上)」(NBL814号)12頁~16頁(特に15頁)がある。
- (9) なお、開示請求の方式について、詳しくは、皆川治廣「行政機関保有個人情報の開示請求に関する法的問題点考察」(中京ロイヤー12号)10頁~11頁を参照。
- (10) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求については、皆川・同論文13頁~16頁を参照。
- (11) 宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』)295頁を参照。
- (12) 任意代理人による開示請求については、皆川・前掲論文9頁~10頁を参照。
- (13) 遺族及び相続人等による開示請求について、詳しくは、皆川・前掲論文11頁~13頁を参照。
- (14) 夏井他・前掲書291頁~292頁・321頁は、民間の部門を規制対象とする個人情報保護法では、本人が自己の個人情報の誤りに気がついたときに、その個人情報を保有する個人情報取扱事業者に訂正等や利用停止等を求めることができ、その前提として当該個人情報の開示を求めることを要件としていないと指摘している。また、奥津・前掲書117頁~118頁は、「事実の誤り」があれば訂正請求権を認める条例につき、本人開示以外の方法で内容を知り得た個人情報についても訂正が可能であることから、開示請求前置主義をとっている条例と比較すれば、権利保障が厚いと指摘している。
- (15) 宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』)376頁・393頁を参照。
- (16) 以下につき、宇賀・前掲書(『個人情報保護法の逐条解説(第3版)』)377頁~378頁・393頁を参照。
- (17) 事例(E3) 東京地判昭和59年10月30日(在日台湾人身上調査訂正請求・国家賠償請求等訴訟:第1審:棄却) 判例時報1137号29頁・判例タイムズ538号78頁:東京高判昭和63年3月24日(控訴審:棄却・確定) 判例時報1268号15頁・判例タイムズ664号260頁。第1審に関する判例評釈として、阪本昌成「『人格権』に基づく自己情報の訂正請求権」(ジュリスト829号)47頁~52頁、竹中勲「厚生省援護局身上調査票訂正等請求訴訟」(ジュリスト臨時増刊838号・昭和59年度重要判例解説・憲法2)11頁~12頁、戸波江二「プライバシー権に基づく自己情報の訂正請求権」(法学セミナー382号)107頁、堀部政男「不正確個人情報の訂正等請求権」(判例時報1154号)178頁~182頁、中村睦男「人格権と個人情報削除・訂正請求権 [在日台湾人身上調査票訂正請求訴訟第一審判決]」(法学セミナー375号)36頁、控訴審に関する判例評釈として、飯塚和之「民事責任 - 精神的人格権判例の新展開 身上調査票訂正訴訟」(判例タイムズ671号)85頁~86頁、小林武「他人の保有する自己情報の訂正・抹消請求の可否と要件 - 在日台湾人身上調査票訴訟第2審判決」(法学セミナー406号)111頁、多賀谷一照「在日台湾人身分調査訂正請求事件」(ジュリスト臨時増刊935号・昭和63年度重要判例解説・行政法8)55頁~57頁などがある。
- (18) 詳しくは、夏井他・前掲書342頁以下を参照。
- (19) 兼子他・前掲書256頁を参照。
- (20) 事例(E4) 東京地判平成15年8月8日(個人情報非開示決定処分取消請求事件:第1審:認容) 判例集未登載:東京高判平成16年1月21日(控訴審:取消自判・棄却) 判例時報1859号37頁:最判平成18年3月10日(上告審:棄却) 判例集未登載。第1審に関する判例評釈として、下井康史「保育士試験答案用紙開示請求事件」(季報情報公開12号)15頁~17頁、控訴審に関する判例評釈として、磯村篤範「保育士試験解答用紙等非開示処分取消請求事件:東京都」(判例地方自治261号)31頁~34頁、近藤卓史「東京都保育士試験の自己の解答用紙・問題ごとの得点の開示請求」(法律時報78巻8号・小特集・個人情報保護判例の展開と到達点)90頁~91頁、高橋信行「入試情報の開示と個人情報保護」(季報情報公開・個人情報保護19号)34頁~38頁がある。

- (21) 例えば、入力ミスに関する具体的事例が、奥津・前掲書116頁に掲げられている。
- (22) 奥津・前掲書119頁～120頁を参照。
- (23) 兼子他・前掲書256頁。なお、建築業者が建築確認申請のために、近隣住民への説明記録などを捏造して自治体に対して提出した事例も報告されている。本件事例にあつて、自己情報を捏造されたと主張する住民から自治体への訂正請求がなされたものの、最終的には、訂正権限がないとして自治体による訂正がなされなかったようである（奥津・前掲書118頁～119頁を参照）。
- (24) 大橋・前掲論文（「個人情報保護条例に基づく訂正請求をなしうる範囲」）46頁～47頁、下井・前掲論文33頁～34頁、高橋・前掲論文42頁、原田・前掲論文68頁などを参照。
- (25) 詳しくは、皆川治廣「行政機関による個人情報の本人外収集の制限と許容性」（慶應義塾創立150年記念法学部論文集『慶應の法律学・公法』慶應義塾大学出版会・2008年）287頁～315頁を参照。
- (26) 詳しくは、皆川治廣「行政機関による個人情報の目的外利用・外部提供の制限と許容性に関する一考察」（中京ロイヤル10号）31頁～48頁を参照。
- (27) 兼子他・前掲書258頁。
- (28) 宇賀・前掲書（『個人情報保護法の逐条解説（第3版）』）383頁～386頁・397頁～398頁を参照。
- (29) 大阪府個人情報保護事務取扱要領（第7「訂正請求に係る事務」：4「訂正の実施」：(2)「訂正の方法」）、三重県個人情報保護条例の解釈及び運用（第33条）など、各自治体の事務要領は、インターネットで検索を行うことができる。
- (30) 「大阪府個人情報保護事務取扱要領」（第8「利用停止請求に係る事務」：4「利用停止の実施」：(2)「利用停止の方法」）、三重県個人情報保護条例の解釈及び運用（第40条）などを参照。
- (31) 訂正請求及び利用停止等請求に関する各自治体の審査会答申に関しては、奥津・前掲書122頁～123頁、平松・前掲書（『個人情報保護 - 制度と役割』）370頁～371頁、個人情報保護研究会編『個人情報保護の実務・第2巻』（第一法規・2003年）7003頁以下、個人情報保護実務研究会編『個人情報保護管理・運用の実務・第2巻』（新日本法規・2003年）1246頁以下などを参照されたい。